

調査対象及び調査事項

教養・技能教授業について

1. 調査対象

(1) **教養・技能教授業の調査対象**は、教養・技能の教授を行う下記の事業所(教室)などである。

①音楽教授業

音楽教室、ピアノ教授所、バイオリン教授所、エレクトーン教授所、ギター教授所、三味線教授所、琴教授所、尺八教授所、声楽教授所、歌謡教室、カラオケ教室、長唄指南所など

②書道教授業

書道教室、書道教授所など

③生花・茶道教授業

生花教室、生花教授所、華道教室、茶道教授所など

④そろばん教授業

珠算教室、そろばん教室、そろばん教授所、そろばん塾(各種学校でないもの)など

⑤外国語会話教授業

英会話教室(各種学校でないもの)、外国語教室(各種学校でないもの)など

⑥スポーツ・健康教授業

スイミングスクール、体操教室、ゴルフスクール、柔道教室、武道の道場(教授しているもの)、ヨガ教室、エアロビクス教室など

⑦その他の教養・技能教授業

囲碁教室、編物教室、着付教室、料理教室、絵画教室、日舞教室、タップダンス教室、カルチャーセンター、「幼児教室」(幼児向け受験など)など

ただし、幼児を対象とするものであっても①～⑥に該当する教授業は、①～⑥のいずれかに区分される。

(2) 次のような業務を行う事業所は、**「教養・技能教授業」調査の対象としていない。**

①各種学校(学校教育法による学校教育に類する教育を行う事業所)、専修学校(職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し又は教養の向上を図るための教育を行う事業所)

例えば、

音楽学校であって「各種学校」または「専修学校」のもの

料理学校であって「各種学校」または「専修学校」のもの

→「小分類817－専修学校、各種学校」

外国語学校であって「各種学校」または「専修学校」のもの

自動車教習所であって「各種学校」または「専修学校」のもの など

②フィットネスクラブ 「小分類804－スポーツ施設提供業」

③自動車教習所(各種学校でないもの) 「小分類829－他に分類されない教育、学習支援業」

④資格試験対策のための学校 「小分類829－他に分類されない教育、学習支援業」

⑤通信教育 「小分類821－社会教育」

2. 調査事項

- (1) **事業所数**は、調査結果(平成 30 年 7 月 1 日現在)の母集団数である。

事業所のうち、「**単独事業所**」とは、他の場所に同一経営の本社・本店や支社・支店・営業所などを持たない事業所。
「**本社**」とは、他の場所に同一経営の支社・支店・営業所などがあり、それらのすべてを統括している事業所。「**支社**」とは、他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所。

なお、**該当事業所数**とは、当該項目に記載のあった事業所数をいい、事業所数の内数である。調査事項によっては複数の項目に記載している事業所が存在しているため、事業所数を「該当事業所数」で表記している。

- (2) **経営組織別**は、法律の規定により法人格を認められて事業を営むもののうち、株式会社、有限会社、合資会社、合名会社及び合同会社は「**会社**」、前記以外のものは「**会社以外の法人・団体**」(外国に本社・本店がある外国の会社を含む。)である。また、「**個人経営**」は個人で事業を営んでいるものである(個人による共同経営の場合を含む。)
(3) **資本金額(又は出資金額)**は、平成 30 年 7 月 1 日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。
(4) **事業所の事業形態**は、以下のとおり。

- ①「**音楽**」は、音楽教室、ピアノ教授所、バイオリン教授所、エレクトーン教授所、ギター教授所、三味線教授所、琴教授所、尺八教授所、声楽教授所、歌謡教室、カラオケ教室、長唄指南所などの事業所。
- ②「**書道**」は、書道教室、書道教授所などの事業所。
- ③「**生花・茶道**」は、生花教室、生花教授所、華道教室、茶道教授所などの事業所。
- ④「**そろばん**」は、珠算教室、そろばん教室、そろばん教授所、そろばん塾(各種学校でないもの)などの事業所。
- ⑤「**外国語会話**」は、英会話教室(各種学校でないもの)、外国語教室(各種学校でないもの)などの事業所。
- ⑥「**スポーツ・健康**」は、スイミングスクール、体操教室、ゴルフスクール、柔道教室、武道の道場(教授しているもの)、ヨガ教室、エアロビクス教室などの事業所。
- ⑦「**カルチャーセンター**」は、領域の異なる複数の講座を開設しており、主となる事業形態が特定できない事業所。
※文化・芸術分野に関する事業を行う事業所を意味するものではない。
- ⑧「**家庭教師**」は、家庭教師業務を提供する事業所。
- ⑨「**その他**」は、囲碁教室、編物教室、着付教室、料理教室、絵画教室、日舞教室、タップダンス教室、「**幼児教室**」(幼児向け受験など)など。

ただし、幼児を対象とするものであっても①～⑧に該当する教授業は、①～⑧に区分される。

- (5) **フランチャイズ**は、フランチャイズチェーンへの加盟の有無。
(6) **従業者数**は、平成 30 年 7 月 1 日現在の数値。

- ①**従業者数**とは、事業所に所属している者で、当該業務(教養・技能教授業務をいう。)以外の業務の従業者及び、他の会社(企業)など別経営の事業所へ出向・派遣している者又は、下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている者(送出者)を含み、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は、下請けとして他の会社など別経営の事業所から来て働いている者(受入者)を含まない。

雇用形態別項目区分は、以下のとおりである。

ア「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」、「**有給役員**」、「**常用雇用者**」、「**臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)**」

a「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」のうち、**個人業主(個人経営の事業主)**とは、個人経営の事業主(共同経営者を含む。)で、実際にこの事業所に従事している者。**無給の家族従業者**とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している者。

b「**有給役員**」とは、経営組織が「**会社**」、「**会社以外の法人・団体**」の役員(常勤、非常勤を問わない)で、報酬や給与を受けている者。

ｃ **常用雇用者**とは、「一定の期間を定めずに雇用されている者、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者」又は「平成 30 年 5 月と 6 月にそれぞれ 18 日以上働き、平成 30 年 7 月 1 日現在も雇用されている者」で「一般に正社員、正職員などと呼ばれている者」、「パート・アルバイトなど」に区分される。

・「**一般に正社員、正職員と呼ばれている人**」とは、「常用雇用者」のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている者。

・「**パート・アルバイトなど**」とは、「一般に正社員、正職員などと呼ばれている人」以外で「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者。（契約社員も含む。）

・「**就業時間換算雇用者数**」とは、「パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間（1週間分）を所定労働時間（1週間分）で除して算出した人数。

ｄ 「**臨時雇用者（常用雇用者以外の雇用者）**」とは、常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者又は、日々雇用されている者。

イ 「**総計のうち、別経営の事業所に派遣している人**」とは、事業所の従業者（2.（6））のうち、他の会社など別経営の事業所に出向・派遣している者又は、下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている者。

②「**総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人**」とは、当該事業所に他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は、下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている者。

(7) **事業従事者数**は、平成 30 年 7 月 1 日現在の数値。

事業従事者数とは、事業所の従業者（2.（6））から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数の計。

① **主たる業務（教養・技能教授業務）の部門別事業従事者数**は、教養・技能教授業務に従事する、下記の部門別の事業従事者数をいう。

ア 「**管理・営業部門**」とは、一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する者。

イ 「**講師・インストラクター**」

・「**専任（月給制）**」とは、専任として雇用されている講師・インストラクター。事務職を兼任している者も含める。

・「**非専任（時給制）**」とは、非専任の講師、インストラクター。事務職を兼任している者、自社の本社や他の支店などから派遣されている講師・インストラクター、雇用関係は無いが他社や個人との契約に基づき従事している講師・インストラクターも含む。

ウ 「**その他**」とは、上記以外の業務に従事する者で、空調など施設の管理・運転に携わっている人や警備員など。

② 「**食堂・売店（直営）**」とは、教養・技能教授業務ではなく、直営の食堂・売店の業務に従事する者。

③ **うち、別経営の事業所から派遣されている人**は、上記部門別事業従事者数のうち、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は、下請けとして働いている者。

(8) **年間売上高**は、平成 29 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの1年間又は、調査日に最も近い決算日前の1年間に得た事業所全体の売上高及び業務別（「教養・技能教授業務」及び「その他業務」）の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高（事業収入額）に消費税額を含めた金額。したがって、当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含まない。

なお、当該年間売上高では、本社・支社（営業所）間及び支社（営業所）相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、提供価格若しくは振替仕切額（提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価）を売上高としている。

(9) **業務種類別**は、以下のとおり。

①「**カルチャーセンター業務**」は、「事業所の事業形態」で「**⑦カルチャーセンター**」を選んだ事業所の教養・技能教授業務による売上高。

- ②「**外国語会話教授業務**」は、「事業所の事業形態」で「**⑦カルチャーセンター**」を選ばなかった事業所のうち、英会話教室(各種学校でないもの)、外国語教室(各種学校でないもの)などによる売上高。
- ③「**その他の教養・技能教授業務**」は、「事業所の事業形態」で「**⑦カルチャーセンター**」を選ばなかった事業所のうち「外国語会話教授業務」以外の教養・技能教授業務による売上高。
- ④「**その他業務**」は、①～③以外の業務(事業)の売上高。「その他業務」に売上高がある場合は、「その他業務の内訳」の項目欄に、該当する業務の売上高割合を記入。

(10) **収入区分別**は、以下のとおり。

- ①「**入会金収入**」とは、入会金による収入。
- ②「**会費収入**」とは、定期的に会員が支払う会費による収入。
- ③「**受講料収入**」とは、講座を受講する際に支払われる受講料による収入。入会金、会費を除く。
- ④「**施設利用料**」とは、施設を利用する際に支払う料金による収入。入会金、会費、受講料収入を除く。
- ⑤「**教材料売上高**」とは、講座を受講する際に必要な教材料等による収入。
- ただし、教材料が会費や受講料に含まれている場合は、会費や受講料に含める。
- ⑥「**その他**」とは、上記以外の教養・技能教授業務部門に係わるすべての収入。

(11) **講座数、受講生数等**

- ①「**講座数**」は、平成 29 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに開設した講座の種類の数(1年間に開いた講座・レッスンの総コマ数ではない)。〇〇講座(全 5 回)など一括募集する場合は、1講座とする。

例：

- ・ 外国語会話教室で、講座が第一期、第二期、第三期に分かれていても、連続して 3 期受講することがその講座の構成でありひとくくりで募集する場合は、1 講座として数える。
- ・ カルチャーセンターで、同じ内容の講座を年複数回募集する場合は、1 講座として数える。
- ・ 初級編、中級編、上級編と、それぞれ別に受講者を募集している場合は、3 講座として数える。
- ・ 家庭教師などの場合では、受講科目の組合せが異なったり、授業頻度、授業計画が異なったりする場合は、それぞれ講座として数える。例えば、2 科目選択コースで国語・英語選択と数学・理科選択がある場合や、週に 1 回、週に 2 回授業するものがある場合は、それぞれ 1 講座として数える。

- ②「**受講者数・利用者数**」は、平成 29 年 12 月 31 日現在の会員数又は受講者数。「**うち新規**」は、平成 29 年 12 月 31 日現在の在籍者数のうち、平成 29 年 1 月 1 日以降に加わった者の数。

- ③「**年間延べ受講者数**」は、平成 29 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までにを行った講座を受講した受講者数・利用者数で、1 講座ごとの受講者数・利用者数を全講座分合計したもの。

〈例〉全 4 講座の英会話教室の場合

- ・週 2 回ビジネスコース(ミーティングクラス) 6 人
- ・週 1 回ビジネスコース(プレゼンテーションクラス) 5 人
- ・週 2 回マンツーマンレッスンコース 10 人
- ・週 1 回少人数レッスンコース 25 人

「年間延べ受講生数」＝6 人＋5 人＋10 人＋25 人＝46 人

- ④「**年間延べ講座開設時間数**」は、平成 29 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までにを行った講座の総時間数。1 講座ごとの年間実施時間計を全講座分合計したもの。

〈例〉全 4 講座の英会話教室の場合

- ・週 2 回ビジネスコース(ミーティングクラス)

1 回 1 時間×週 2 回×月 4 回×12 ヶ月＝96 時間

・週 1 回ビジネスコース(プレゼンテーションクラス)

1 回 1 時間×週 1 回×月 4 回×12 ヶ月＝48 時間

・週 2 回マンツーマンレッスンコース

1 回 1 時間×週 2 回×月 4 回×6 ヶ月＝48 時間

・週 1 回少人数レッスンコース

1 回 3/4 時間(45 分)×週 1 回×月 4 回×12 ヶ月＝36 時間

「年間延べ講座開設時間数」＝96＋48＋48＋36＝228 時間

(12) **受講料及び入会金等**は、

①「**講座の 1 時間あたり受講料**」は、標準的な受講料又は受講生数が最も多い講座の受講料。講座時間が 1 時間でない場合には、1 時間換算したもの。

②「**入会金**」は、入会金があるかないか、ある場合にはその金額。

③「**受講料の前受金の有無**」は、受講料収入がある事業所のうち、前受金(2 ヶ月を超える金銭を収受すること)があるかないか。

(13) 「**教室・施設の床面積**」は、「自己所有」、「賃借」別の教室・施設の延べ床面積。

(14) **年間営業費用**は、平成 29 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間又は、調査日に最も近い決算日前の 1 年間の事業所全体の「給与支給総額」、「講師謝礼」、「教材作成費」、「広告宣伝費」、「光熱・水道料」、「食堂・売店(直営)売上原価」、「外注費」、「減価償却費」、賃借料(「土地・建物」、「機械・装置(情報通信機器、その他)」)及び「その他の営業費用」の計(消費税額を含む。)

①「**給与支給総額**」は、1 年間に支給した給与額(基本給、諸手当、賞与等で定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額(税込み)。

なお、営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイト等」、「臨時雇用者」の給与、当該事業所で主として「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている者)」の給与を含む。

②「**講師謝礼**」は、雇用関係がない講師の人件費(他社との講師請負契約による支払額、個人との講師請負契約による支払額など)。

③「**教材作成費**」は、受講するために必要な教材を作成するために要した費用。外注により作成した場合にも「外注費」とせずに「教材作成費」とする。

ただし、外注費との区分が困難な場合は外注費に、売上原価として一括で計上している場合で区分が困難な場合はその他の営業費用に含める。

④「**広告宣伝費**」は、ポスター、チラシ、テレビ用オンエアビデオテープ、広告宣伝費用(外注分、媒体支払い費を含む。)

⑤「**光熱・水道料**」は、電気、ガス及び水道料金の年間支払額。

⑥「**食堂・売店(直営)売上原価**」は、直営の食堂・売店の売上原価。なお、算出が困難な場合には、仕入高を売上原価とする。(売上原価＝期首商品棚卸高＋当期商品仕入高－期末商品棚卸高)

⑦「**外注費**」は、業務の一部又は全部を他の企業に委託、請負、その他の形式で発注した経費。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引での支出も外注費とみなす。ただし、外注で教材作成を行った場合には、「外注費」とはせず「教材作成費」とする。

⑧「**減価償却費**」は、取得価額が 10 万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費の額。

⑨**賃借料**は、「土地・建物」又は「機械・装置」を借りて業務を営んでいる場合の 1 年間の賃借料の額。

ア「**土地・建物**」は、「土地・建物」を借りて業務を営んでいる場合の、この 1 年間の賃借料。管理費などの共益費、月極駐車料金も含む。

イ「**機械・装置**」は、「情報通信機器」と「その他」に分かれ、それらの1年間の賃借料の額。

・「情報通信機器」は、有線通信機器、無線通信機器、ファクシミリ、電子計算機(パソコン、サーバーなど)とその附属装置などの賃借料の額。

・「その他」は、自動車、複写機、プリンタなど、情報通信機器以外の機械・装置の賃借料の額。

⑩「**その他の営業費用**」は、上記以外の営業費用で以下のものなどである。

通信費、仕入高(商品・原材料・部品などの仕入高)、消耗品費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料、会議費、派遣労務費、販売手数料、支払手数料(ロイヤリティを含む。)、旅費、交通費、交際費、修繕費、福利厚生費、租税公課、寄付金など

(15) **年間営業用固定資産取得額**は、事業所において平成 29 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの1年間又は、調査日に最も近い決算日前の1年間に取得した有形固定資産及び無形固定資産の購入手数料を含む資産の取得額(消費税額を含む。)

①「有形固定資産」は、「機械・設備・装置」、「土地」、「建物・その他の有形固定資産」の購入に要した金額。

ア「**機械・設備・装置**」は、耐用年数1年以上で取得価額が 10 万円以上の情報通信機器、工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入に要した金額。

イ「**土地**」は、土地の購入や既存の土地の整備に要した金額。

ウ「**建物・その他の有形固定資産**」は、建物の購入や改築・改装に要した金額、給・排水設備、ガス設備、冷暖房設備などの建物附属設備の購入に要した金額及びその他の有形固定資産の購入に要した金額。

②「**無形固定資産**」は、借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した金額。